

1 内容

奈良県における介護サービス情報の公表を実施するため、介護保険法施行令第37条の2に基づき、介護サービス情報の公表に関する計画を、次のとおり定める。

2 計画における基準日

平成23年4月1日

3 計画の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

4 対象

(1) 事業者

平成23年4月以降、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者

(2) 事業所

1. 訪問介護、介護予防訪問介護
2. 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
3. 訪問看護、介護予防訪問看護
4. 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
5. 通所介護、介護予防通所介護
6. 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
7. 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
8. 短期入所療養介護（省令第14条4号に掲げる診療所に係るものを除く。）  
介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
9. 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）  
介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
10. 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
11. 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
12. 夜間対応型訪問介護
13. 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
14. 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
15. 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
16. 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
17. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
18. 居宅介護支援
19. 介護老人福祉施設
20. 介護老人保健施設
21. 介護療養型医療施設（法第8条第26項に規定する療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）

## 5 報告の提出先及び提出期限

### (1) 提出先

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会  
〒634-0061  
奈良県橿原市大久保町320-11

### (2) 提出期限

指定日の属する月の翌月の末日までとする。

(ただし、平成23年4月1日から平成23年7月31日までに指定を受けた事業所に対しては、報告期限を平成23年8月末日までとする。)